

杉並区食品衛生協会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

- 第1条 本会は杉並区食品衛生協会と称する。
2 本会は事務所を会長宅に置く。

(目 的)

- 第2条 本会は一般社団法人東京都食品衛生協会の会員となり緊密な連携を図り、飲食等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、衛生思想の普及啓発及び自主的衛生管理の向上を図り、都民の健康増進と食品業界の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業
 - (2) 食品の衛生行政への協力に関する事業
 - (3) 消費者に対する食品衛生の普及活動
 - (4) 食品衛生自治指導員による自主管理の徹底
 - (5) 健康保持増進に関する事業
 - (6) 優良施設、功労者の表彰
 - (7) 会員の福利厚生に関する事業
 - (8) その他必要と認められる事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第4条 本会の会員は次の2種とする。
- (1) 普通会員：杉並区において食品衛生法、その他関係法令に基づく営業を行い、本会の趣旨に賛同したもの
 - (2) 特別会員：前号の規定にかかわらず本会の趣旨に賛同し、事業に協力するもの

(入 会)

第5条 本会に入会しようとする者は別に定める手続きによってその旨を届け出なければならない。

(退 会)

第6条 本会を退会しようとする者は別に定める手続きによってその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第7条 会員が本規約または本会の決議に違反し、若しくは本会の信用を著しく損なう行為をしたとき、または1年以上所定の会費を納入しないときは理事会の議を経て除名することができる。

第3章 役員、名誉会長、顧問、相談役及び職員

(種別及び定数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 3名以内

(選 任)

第9条 役員を選任は次による。

- (1) 会長及び監事は総会において選考委員により選任する。
- (2) 副会長は会長が選任する。
- (3) 常任理事は各組合長並びに会長が必要と認められたものとする。ただし会員数20名ごとに常任理事1名を組合推薦できる。上限は3名とする。
- (4) 理事は各組合から推薦を受けたもの並びに会長が必要と認めたものとする。ただし、組合推薦定数は会員数30名ごとに1名とし、上限は4名とする。会員数30名以下の組合は1名とする。

(職 務)

第 10 条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 常任理事及び理事は会務を掌理し、業務の執行にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査する。

(任 期)

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 12 条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。ただし相談役のうち若干名は常任とすることができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会の重要事項に参画し意見を述べるができる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(職 員)

第 13 条 本会に理事会の議を経て事務職員を置くことができる。

- 2 職員の任免は会長が行う。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 14 条 本会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、総会は定期総会と臨時総会とする。

(権 能)

第 15 条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収入支出の予算
- (3) 事業報告及び決算

- (4) 会員会費の賦課、徴収方法
- (5) 解散
- (6) その他重要事項
- 2 常任理事会は会長が召集し次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会より委任された事項
 - (3) その他本会の運営に関する必要な事項
- 3 理事会は会長が召集し次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 常任理事会及び理事会は合同で開催し、議案審議することができる。
- 4 常任理事会、理事会は運営上特に緊急の必要性またはやむを得ない理由があるときは総会に代わって第15条第1項第1号から第4号並びに第6号の事項について議決することができる。ただし、この場合は次の総会において承認を受けなければならない。

(開 催)

第16条 定期総会は毎年度末より3ヶ月以内に会長が召集し開催する。

- 2 臨時総会は会長が必要と認めるときまたは常任理事及び理事の2分の1以上若しくは普通会员の5分の1以上より会議の目的である事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 常任理事会、理事会は会長が必要と認めるときまたは常任理事並びに理事の2分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき開催する。

(召 集)

第17条 総会召集は少なくとも10日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を書面により常任理事及び理事に通知して行なう。

- 2 前項により通知を受けた常任理事及び理事は会員に通知する。

(議 長)

第18条 総会、常任理事会及び理事会の議長は会長がこれにあたる。

(議 決)

第19条 総会、常任理事会及び理事会は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第5章 資産及び会計

(資産の管理)

第20条 本会の資産は会長が管理しこれを運用する。これらの処分については理事会の議決による。ただし、解散の際の資産処分方法は総会の議決により定める。

(会 費)

第21条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 普通会员会費 年額1口 3,000円とする。
- (2) 特別会員会費 年額5口 15,000円以上とする。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本部会費の負担)

第23条 本会は一般社団法人東京都食品衛生協会の会員となり、会費を負担する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は平成16年6月18日から施行する。
- 2 平成25年5月30日 一部規約改正。